

# 山梨県公報

第七百九十三号

平成十九年

九月十三日

木曜日

## 目次

告示

土地改良事業計画の適当決定……………六五九

道路の区域変更……………六五九

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………六五九

公告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………六六二

大規模小売店舗の新設に関する届出……………六六三

平成十九年度後期技能検定の実施……………六六四

## 告示

### 山梨県告示第三百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、甲州市長から協議のあった土地改良事業(竹森地区元気な地域づくり交付金事業)の施行について、当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成十九年九月十三日

山梨県知事 横内正明

#### 一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し

#### 二 縦覧期間

平成十九年九月十三日から同年十月十五日まで

#### 三 縦覧場所

甲州市役所

#### 四 異議申出期間

平成十九年十月十五日から同月二十九日まで

### 山梨県告示第三百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所に於いて、この告示の日から平成十九年十月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年九月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下神内川石和温泉停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
山梨市大字下石森字宗高六六〇番の三地先から 笛吹市大字春日居町桑戸字五反田七三八番 の五地先まで	六・五 四九・〇	三・七 四〇・〇	二七三九・〇	二七三九・〇

### 山梨県告示第三百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び富士・東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年九月十三日

山梨県知事 横内正明

#### 一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
富士河口湖町	御坂山 1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二夕町 1	下河原山	袖ノ口山 2	袖ノ口山 1	大久保山 5	大久保山 4	大久保山 3	江木林山 2	江木林山 1	建石 2	建石 1	大久保山 2	金山	大久保山 1	上大久保	日影	小田野	御坂山 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

(図面省略)

鳥坂	平浜 2	平浜 1	布干度 2	布干度 1	巽沢	加藤 2	加藤 1	谷抜 2	谷抜 1	山宮 4	的場 1	東八杭 4	東八杭 3	東八杭 2	東八杭 1	久保井坂下 3	久保井坂下 2	久保井坂下 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名																
	浅原	井利	大路原 1	大輪山	津原 2	津原 1	向浜	小和田道 上 2	小和田道 上 1	坂	口谷 3	口谷 2	口谷 1	前沢	大沢 2	大沢 1
土砂災害特別警戒区域の名称																
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定さ																

																富士河口湖町	
下河原山	袖ノ口山 2	袖ノ口山 1	大久保山 5	大久保山 4	大久保山 3	江木林山 2	江木林山 1	建石 2	建石 1	大久保山 2	金山	大久保山 1	上大久保	日影	小田野	御坂山 2	御坂山 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
れる衝撃に関する事項 次の図のとおり (図面省略)																	

平浜 2	平浜 1	布干度 2	布干度 1	巽沢	加藤 2	加藤 1	谷抜 2	谷抜 1	山宮 4	的場 1	東八杭 4	東八杭 3	東八杭 2	東八杭 1	久保井坂下 3	久保井坂下 2	久保井坂下 1	二夕町 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次の

浅原	井利	大路原 1	大輪山	津原 2	津原 1	向浜	小和田道上 2	小和田道上 1	坂	口谷 3	口谷 2	口谷 1	前沢	大沢 2	大沢 1	鳥坂
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年九月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあつた年月日 平成十九年八月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 山梨夢バンク

2 代表者の氏名 佐藤岩男

3 主たる事務所の所在地 大月市笹子町吉久保六百四十七番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県民を対象に、ボランティア活動をはじめとする非営利活動団体・地域事業者・特定非営利活動法人に対する、経営指導・相談・支援業務等の事業を中心に公共施設の管理運営、行政との協働事業を進め連携を取りながら、社会教育の推進、福祉の増進、スポーツの振興、環境の保全などに務め地域経済の活性化と発展に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年八月三十日から同年十月二十九日まで

◎ 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年一月十三日まで縦覧に供する。

平成十九年九月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

2 住所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(-) 名称 甲府ファッションモール

(二) 所在地 甲府市和戸町字芝原五百七十八番外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社しまむら 野中正人	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号
株式会社アベイル 島村治伸	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

株式会社アベイル 代表取締役 島村治伸

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年五月一日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千二百六平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(-) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 百八十一台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 六十六台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 百九十九平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 百一立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(-) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社しまむら	午前十時	午後八時
株式会社アベイル	午前十時	午後九時

- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時四十五分から午後九時十五分まで
  - (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - (1) 数 七カ所
    - (2) 位置 届出の図面のとおり
  - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
二十四時間
- 三 届出年月日  
平成十九年八月三十一日

● 平成十九年度後期技能検定の実施  
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。  
平成十九年九月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 実施職種
- 1 特級  
 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造
- 2 一級及び二級  
 さく井、工場板金、金属ばね製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、薄板ばね製造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、薄板ばね製造作業に限る。）、機械検査、機械保全、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、時計修理、光学機器製造、空圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供既製服製造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供既製服縫製作業に限る。）、和裁、石材施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石材加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石材加工作業に限る。）、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工（実技試験のうち、

受検者が選択する科目にあつては、鉄筋組立て作業に限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、アスファルト防水施工法、合成ゴムシート防水施工法及び塩化ビニルシート防水施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、アスファルト防水工事作業、合成ゴムシート防水工事作業及び塩化ビニルシート防水工事作業に限る。）、カーテンウォール施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、機械・プリント製図（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械製図手書き法及び機械製図CAD法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業に限る。）、電気製図、金属材料試験、印章彫刻及び塗装

- 3 三級  
 機械検査、電気機器組立て、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空気調和機器施工、和裁、プラスチック成形、建築大工、配管、テクニカルイラストレーション、機械・プリント製図及び電気製図
- 4 単一等級  
 電子回路接続、枠組壁建築、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工

- 二 試験の方法  
 実技試験及び学科試験  
 日程等

- 1 実技試験  
 (-) 実施期日  
 平成十九年十二月三日（月）から平成二十年二月二十四日（日）までの間において、山梨県職業能力開発協会が指定する日に行つ。

- (二) 実施場所  
 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表  
 平成十九年十一月二十六日（月）に山梨県職業能力開発協会（甲府市大津町二千百三十番地の二）の掲示板に掲示する。ただし、一部の職種については公表しない。

- 2 学科試験  
 (-) 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
---------	---------

1 一級、二級及び三級  
機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工、金属材料試験及び内燃機関組立て

平成二十年二月十七日(日)

1 一級、二級及び三級  
さく井、工場板金、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、パン製造、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図及び印章彫刻

平成二十年二月三日(日)

2 単一等級  
枠組壁建築及びバルコニー施工

3 特級  
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

1 一級、二級及び三級  
金属ばね製造、機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造、和裁、建築大工、かわらぶき、テクニカルイラストレーション、電気製図、塗装及びプラスチック成形

2 単一等級  
電子回路接続及び樹脂接着剤注入施工

平成二十年二月十日(日)

(二) 実施場所  
甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター

四 受検申請の手続  
1 提出書類  
技能検定受検申請書  
実技試験又は学科試験の免除を受けよとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(-) 実技試験  
(1) 特級

検定職種	手数料
全職種	一万五千七百円

(2) 一級、二級、三級、(3)の表に該当する者を除く。及び単一等級

検定職種	手数料
さく井、工場板金、金属ばね製造、機械保全、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、時計修理、光学機器製造、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、金属材料試験、印章彫刻、塗装、電子回路接続、枠組壁建築、樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工、内燃機関組立て及びプラスチック成形	一万五千七百円
機械検査及び婦人子供服製造	一万三千元
和裁、テクニカルイラストレーション、機械、プラント製図及び電気製図	一万千五百円

(3) 三級(山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第十九号)別表四の項に規定する高等学校に在学する者に限る。)

検定職種	手数料
電気機器組立て、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空気調和機器施工、プラスチック成形、建築大工及び配管	一万五百円
機械検査	八千七百円

和裁、テクニカルイラストレーション、機械、プラント製図及び電気製図 七千七百円

技能検定についての不明な点は、山梨県商工労働部職業能力開発課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

(二) 学科試験

三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料(四の2の(二)に定められた額)及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。

4 受付期間

平成十九年十月一日(月)から同年十月十二日(金)まで

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会(電話〇五五 二四三 四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会で交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円切手をはり付けたもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 在中」と朱書きすること(受付期間内の消印のあるもの)に限り受け付ける。なお、試験の免除を受けよつとときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者については、平成二十年三月十八日(火)に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、本人あて書面で通知する。なお、実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した者については、書面でのみ通知する。

2 合格証書等の交付

特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事の合格証書を交付する。また、すべての合格者に技能士章を交付する。

六 その他